やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則に定めるもののほか、やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会(以下「協議会」という。)の設置その他の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、国から採択された「やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト」(以下「地プロ」という。)を効果的に推進し、関係者の連携を図るために設置する。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために必要な次の各号に掲げる事項を 所掌する。
- (1) 山梨県の求めに応じて、必要な助言・審査等を行うこと。
- (2) 地プロの進捗状況及び政策効果を把握・検証すること。
- (3) 地プロの適切かつ効果的な取組み等について、山梨県に提案すること。
- (4) 参加事業主が提出する「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書」に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会を構成する委員は、別表の職にある者をもって充て、知事が委嘱する。

なお、必要に応じ協議会の意見を聴いて追加することができる。

(役員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

会長 1人

副会長 1人

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は選出の日から選出の日の属する年度末までとする。
- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではそ の職務を行わなければならない。

(会議)

第7条 会議は、第3条に規定する事項のほか、協議会の活動に関する重要事項

について審議する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長を議長とし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
- 3 会議は、必要に応じて書面による開催とすることができる。 (部会)
- 第8条 協議会に、具体的な事業の推進を図るため、必要に応じ部会を設けることができる。
- 2 部会の運営については、別に定める。
- 3 部会の活動状況については、会議に報告する。

(オブザーバー)

第9条 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務局は、山梨県産業労働部産業政策課に置く。
- 2 事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置く。
- 3 事務局長は、産業政策課長をもって充てる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本協議会の運営等に関して必要な事項は、 会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成29年4月3日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月15日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

所 属 名	職名
山梨県産業労働部	部長
公益財団法人やまなし産業支援機構	役員又は職員
山梨労働局	役員又は職員
山梨県中小企業団体中央会	役員又は職員
山梨県商工会連合会	役員又は職員
山梨県商工会議所連合会	役員又は職員
一般社団法人山梨県機械電子工業会	役員又は職員
一般社団法人山梨県情報通信業協会	役員又は職員
山梨県老人福祉施設協議会	役員又は職員
山梨大学	教授
一般社団法人山梨県銀行協会	役員又は職員
山梨県信用金庫協会	役員又は職員
山梨県信用組合協会	役員又は職員
株式会社商工組合中央金庫甲府支店	役員又は職員
日本労働組合総連合会山梨県連合会	役員又は職員
山梨県産業労働部	産業政策課長
山梨県産業労働部	スタートアップ・経営支援課長
山梨県産業労働部	成長産業推進課長
山梨県産業労働部	労政人材育成課長